

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（第6条関係）
- 2 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。（附則関係）